公立大学法人静岡文化芸術大学 第3期中期目標の策定

1 中期目標の根拠

設立団体の長は、6年間において公立大学法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定め、これを当該法人に指示するとともに、公表しなければならない。(地方独立行政法人法 25条1項、78条1項)

2 中期目標の概要

	中期目標	中期計画	年度計画
期間	6年(R4~9年度)	6年(R4~9年度)	1年(毎年度)
策定者	設立団体の長 (知事)	公立大学法人	公立大学法人
内容	法人が中期計画を策定する際の指針 (今後6年間の業務運営において 達成を期待する目標)	中期目標を達成するための具体的計画	中期計画に基づく、 事業年度ごとの 業務運営の計画
記載事項(法定)	①中期目標の期間 ②住民に対して提供するサービス その他業務(教育研究)の質の向上 ③業務運営の改善・効率化 ④財務内容の改善 ⑤教育研究・組織運営の状況につい ての自己点検・評価・情報提供 ⑥その他業務運営に関する重要事項	①目標の②を達成するためとるべき措置 ②目標の③を達成するためとるべき措置 ③予算(人件費の見積含む)、収支計画、資金計画 ④短期借入金の限度額 ⑤重要な財産を譲渡・担保にするときの計画 ⑥剰余金の使途 ⑦県規則で定める事項 ・施設及び設備に関する計画 ・人事に関する計画 ・積立金の処分に関する計画 ・その他法人の業務運営に関し必要な事項	

3 今後のスケジュール

	時 期	内 容	
中期目標	R 3年3月	第3回評価委員会:第2期中期目標期間終了時の検討	
	7月13日	第1回評価委員会:次期中期目標(素案)の説明	
	8月4日	第2回評価委員会:次期中期目標(素案)の意見聴取	
	9月	文芸大へ意見聴取	
	10 月	第3回評価委員会:次期中期目標(案)の意見聴取	
	12 月	12 月議会に議案を提出→議決後、文芸大に中期目標を指示	
中期計	R 4年2月	文芸大から次期中期計画の認可申請	
	3月	第4回評価委員会:次期中期計画の意見聴取	
画	3月下旬	次期中期計画の認可	

公立大学法人静岡文化芸術大学 第3期中期目標策定方針 第3期中期計画認可方針

1 策定に当たって

公立大学法人静岡文化芸術大学の第2期中期目標期間(平成28年度~令和3年度)の 終了を迎えるに当たり、これまでの運営状況の評価や社会経済情勢の変化を踏まえ、第 3期中期目標の策定等に当たっての設立団体としての基本的な考え方を示すものである。

2 第3期中期目標策定方針

第2期中期目標期間において、法人の業務全般がほぼ順調に取り組まれていることから、第3期中期目標においては、現行中期目標の基本的な考え方を継承しつつ、静岡文化芸術大学の存在意義を明確に県民に示すことができるよう中期目標を策定する。

具体的には、以下により中期目標を策定するものとする。

- 1 法人が全体として取り組むべき重点的な目標を提示する。
- 2 中期目標は法人が進むべき大きな方向性を示すものとし、法人の自主・自律的な取組を促すため、手段的な記載は避けつつ、法人への指示が具体的に伝わるよう配慮する。
- 3 公立大学法人化後の社会情勢変化や、法人を取り巻く環境を踏まえ、公立大学に求められる社会の要請に対応する。
- 4 第2期中期目標期間の終了時の検討(今後の見直しの方向性)を踏まえるとともに、新たな取組、発展的な取組、継続すべき取組等を設定する。

3 第3期中期計画認可方針

中期目標を達成するための具体的方策として、法人が作成する中期計画については、以下により策定することを基本とするよう求めるものとする。

- 1 中期目標が示す方向性に対して、数値目標や到達目標などの具体的な指標を可能な限り盛り込み、達成状況を明確に把握できるよう記述すること。
- 2 「検討する」「努める」など評価が困難な記述は避け、明確かつ具体的に記述すること。
- 3 項目の設定については、目標管理を適切に行う観点から、また評価作業の負担軽減の ため、厳選に努め、事業内容の重複や必要以上の細分化とならないよう留意すること。
- 4 評価委員会によって示された課題等への対応を踏まえて記述すること。

公立大学法人静岡文化芸術大学 第2期中期目標期間終了時の検討【今後の見直しの方向性】

R3年3月29日評価委員会 審議済

区分

【教育・研究】

・新教育課程(文明観光学コース・匠領域) の設置

主な取組・成果

- ・新聞社との共同連携授業や銀行との協定 に基づく地域連携演習の実施
- ・LMS(学習管理システム)の導入・活用
- ・新たな重点研究ビジョン (持続する社会 のためのグローカルデザイン) の設定
- ・外部講師による個別面談や Web 添削システムの導入等科研費獲得のための支援体制を充実、科研費の新規獲得件数の増加

【学生確保】

- ・入学試験・高校大学連携センターの設置
- ・高校生と高校教員が参加する課題解決型 授業、アクティブラーニングを取り入れ た模擬授業、高校教員向けの授業見学・ 説明会の実施

【学生支援】

- ・障害のある学生を支援するための長期履 修制度の創設
- ・修学サポート室の体制強化
- ・留学生の学習や生活を支援する留学生S Aの導入、ピア・サポート・コーナーの 設置
- ・キャリア支援センターの設置
- ・自治体等からの受託事業等の受入れ実績 の増加
- ・自治体等の審議会・委員会への参加・協力
- ・地域課題解決に向けた調査研究の実施
- ・耕作放棄地再生プロジェクト、浜松・浜 名湖エリア観光ニーズリサーチ等の地域 連携演習の実施
- ・浜松市とともにフェアトレード推進活動 を展開、浜松市 SDGs 推進プラットフォー ムへ加入
- ・観光教育を通じ、静岡県立大学との共同 イベントや浜松・浜名湖ツーリズムビュ ーローとの協定の締結など、地域の団体 や県立大学との連携を強化

・大学院の適正な定員管理 (文化政策研究科におけ る定員未充足、デザイン研 究科における定員超過)

主な課題

- ・科研費に応募する教員の 割合を増やす必要がある。
- 社会人学生が少ない。
- ・成績評価の客観性、厳格性 を担保するための組織的 な措置が十分でない。

・地域の企業や自治体との

・県外出身学生の割合が

年々増えている一方、学生

の県内就職率は低下傾向

との連携が少ない。

連携は進んでいるが、大学

社会経済情勢の変化

【全国】 ・第4次産業革命の進展・Society5.0の実現を目指し、 産業・社会が変化(知識集約型社会の到来)

- ・18 歳人口の減少
- ・人生100年時代の到来
- ・新型コロナウイルス感染症等により、デジタルを活用する時代へと変革(デジタルトランスフォーメーション DX)、デジタルネイティブな学生の受入れ
- ・学修者本位の教育への転換、多様性と柔軟性の確保、「学び」の質保証の再構築の必要性
- ・教学マネジメント指針の策定(R2.1.22)
- ・大学入学者選抜改革(学力の3要素の多面的・総合 的評価する入試への転換)
- ・高等教育の修学支援制度の創設 (R2)

【県内大学の学部学科等新設状況】

大学名	学部・学科等	開設時期
静岡大学	地域創造学環	H28.4
静岡理工科大学	建築学科	H29. 4
静大・浜松医科大	光医工学共同専攻	Н30. 4
県立農林環境専門職 大学・短期大学部	(開学)	R2. 4
東都大学	沼津ヒューマンケ ア学部看護学科	R3. 4
静岡産業大学	スポーツ科学部	R3. 4
静岡社会健康医学大学院大学	(開学)	R3. 4
静岡理工科大学	土木工学科	R4. 4

【全国】

- ・国立大学を中心に再編が進む中、国公私の別を超えた大学間の連携による人材やリソースの共有、地域連携プラットフォーム構築の必要性
- ・魅力ある地方大学の実現・若者の地方定着を促すため、地方国立大学の定員増の容認(R4年度~)
- ・国立大学において、86 大学中 55 大学が地域貢献型 を選択、公立大学との競合(第3期中期目標期間国 立大学法人運営費交付金基盤的経費「三つの重点支 援の枠組み」)

【県内】

- ・静岡産業大が藤枝駅前キャンパスを開設 (H29)
- MaOI-PARK (R2) 等先端研究拠点の開設
- ・A-SAP 産学官金連携イノベーション推進事業開始 (H30)
- ・静大・県大・文芸大と賀茂地域6市町との相互連携 に関する協定の締結(H30)、静大東部サテライト(伊 豆市サテライトオフィス内)の開所(R2)
- ・理工科大が藤枝イノベーション・コモンズを開設 (R2)
- ・袋井市と理工科大が「ふくろい産業イノベーション センター」を設置予定
- ・農林環境専門職大学の開学(R2)、静岡社会健康医学 大学院大学開学予定(R3)により、公立大学が増加

今後の見直しの方向性

【教育・研究】

- ・大学におけるデジタルトランスフォーメーションを推進し、デジタルとフィジカルとのハイブリッドによる学修者本位の効果的な教育を実施する。
- ・教育課程の見直しや両研究科にまたがる実践的な教育研究、<u>デ</u>ジタルの活用等により大学院教育の充実を図る。
- ・社会人の学び直しを支援するため、社会人学生を積極的に受け 入れられる体制を整備する。
- ・成績評価基準に関する全学的なガイドラインを設けるととも に、成績分布の適切性、妥当性の検討など事後検証を行い、成 績評価の客観性を担保する。
- ・重点研究ビジョンのもと、分野を融合した研究等特色ある研究 活動を推進する。
- ・学部の特殊性を踏まえた外部研究資金の獲得に取り組む。
- ・教育や研究の質の向上に取り組むため、大学間連携を進める。

【教育の実施体制等】

- ・入試、学修成果・教育成果、就職などの情報の共有、課題の分析等により、教育内容や学生支援の充実を図るため、部署間の連携を強化する。
- ・大学の強みや特色を活かし、時代や地域のニーズに対応した教育研究を展開するため、教育研究組織等の見直しを図る。

【学生確保】

- ・多様な学生の受入れ、特色のある教育研究等大学の魅力のPR、 入試広報の充実等により、安定的に学生を確保する。
- ・国の大学入試改革の動向を見据え、入試への新たな対応を進める。

【地方創生への貢献】

・地域の特性やニーズを踏まえた人材育成、学生の将来の活躍の場である地域産業のイノベーション創出への参画等を通じ、地域の「知の拠点」として、地域の活性化に寄与する。

【地域との連携】

- ・受託事業や共同研究の実施、研究成果の地域への還元、地域で の実践的な教育を通し、企業や大学、地域住民等との対話・交 流を促進し、地域との連携を強化する。
- ・地域の自治体の政策形成及び各種施策の推進を支援し、地域課題の解決に寄与する。

【大学間連携】

・教育研究や教職員の人材育成等において、大学間での協働関係 を築き、県内大学との連携を強化する。 グ

Ď

バ

主な取組・成果

【外国人学生の受入れ】

・留学生の学習や生活を支援する留学生SAを導入するなど受入れ体制を強化

【日本人学生の派遣等】

- ・大学独自の海外インターンシップの開拓
- ・海外留学支援特別奨学金(交流協定校への派遣留学生)、文芸大基金による海外留学奨学金(6ヶ月以上の留学)による支援
- ・トルコのイズミル経済大学との産学共同 国際デザインワークショップの開催
- ・留学生トータルサポートプログラムの提供(海外旅行保険とサポートラインのセット)

【業務運営の改善】

- ・大学が目指すビジョンに向けた役職教員 の人事における新たな人材の登用
- ・業務のアウトソーシング化や時間外勤務 管理における I Tの活用による事務の効 率化
- ・監査室の設置、公認会計士である監査担 当参事の任用により監査機能を充実
- ・一時保育支援制度の制定など育児支援体 制の充実

【財務内容の改善】

- 静岡文化芸術大学基金の設置
- ・新財務会計システム導入により、経費の 効率的執行を図る仕組みを整備

【自己点検・評価及び情報提供】

・学生と協働したSNSの運用、大学の特 徴である実践的な学びを特集した広報誌 の作成など広報を充実

【その他業務運営】

・大規模災害対応マニュアルの作成、熊本 地震における大学対応状況の調査・学内 SD 研修会の開催等により、危機管理体制 を強化

主な課題

・留学生受入れの拡大のた めに、外国人留学生に対す る生活環境の整備が必要

・各担当部署が保有しているデータについて、学内で 一元的に整理されていない。

- ・法人経営・管理の視点を備 えたプロパー職員の採 用・育成・登用
- ・介護・育児等と仕事との両立支援
- ・ハラスメント行為が複数回発生している。
- ・施設・設備の老朽化
- ・教育のデジタル化に伴う 通信増

社会経済情勢の変化

【全国】

- ・外国人留学生は増加傾向、日本人留学生はピーク時 に比べて減少しているが近年は横ばい傾向(大学間 交流協定等に基づき留学する日本人学生数は増加 傾向)
- ・新型コロナウイルス感染症による入国制限、交流プログラム等の中止、渡航時期の延期が発生
- ・留学等の渡航を伴うグローバル教育・国際交流について、不透明な状況が続く
- ・COIL 型教育(オンラインを活用した双方向の国際 協働学習)の推進

【県内】

- ・外国人留学生は増加傾向、日本人留学生数は概ね順調に推移
- ・県地域外交施策の展開(重点地域:中国、韓国、モンゴル、台湾、東南アジア・インド、米国)
- ・定年延長の流れ(公務員の段階的な定年引き上げの動き等)
- ・均等・均衡待遇の確保 (パートタイム労働法・労働 契約法・労働者派遣法の改正)
- ・コロナ禍における働き方の変化(リモートワーク、 オンライン・デジタル化が進展)
- ・2025 年問題 (団塊の世代が 2025 年頃までに後期高齢者 (75歳以上) に達する。国民の約5人に1人が75歳以上。)

・国立大学法人ガバナンス・コードの策定(R2.3.30)

- ・障害者差別解消法の施行(H28)
- ・職場におけるパワーハラスメント防止対策の義務 化(労働施策総合推進法の改正)
- ・地震、風水害、感染症の世界的な流行等、リスクの多様化
- ・県内で若者を中心に大麻事犯の検挙者数が増加
- ・情報セキュリティ事故の発生(神奈川県庁 HDD 流出 事件)
- ・研究費不正の発生(京大霊長類研究所)

今後の見直しの方向性

【グローバル人材の育成】

- ・グローバルな視野と地域の視点を併せ持ち、国際社会や地域社 会において活躍できる人材を育成する。
- ・国際交流・多文化共生に総合的に取り組む多文化・多言語教育 研究センターを運営し、日本人学生と留学生や定住外国人学生 等との多文化間の交流促進など、地域の特色を踏まえながら、 グローバル化を推進する。

【外国人留学生】

・外国人留学生への日本語学習支援や生活支援、受入れ環境の整備等により、留学生を積極的に受け入れる。

【日本人学生】

・海外に留学する学生への支援や海外インターンシップの拡充等 により、学生の国際的な視点を広げる機会を増やす。

【海外の大学等との連携】

・オンラインも活用し、教育・研究における海外の大学等との連携・交流を強化する。

【業務運営の改善】

- ・大学の強みや特色などオンリーワンの価値を確立し、大学の魅力を更に向上させるため、理事長、学長のリーダーシップのもと、教職員一体となり、大学改革を推進する。
- ・戦略的な法人経営・大学運営の基礎となる情報を収集・分析する I R機能の充実を図る。
- ・法人の自律的な運営の核となるプロパー職員について、管理職 への登用を見据えた人材育成に取り組む。
- ・育児から介護までライフステージを踏まえた働きやすい勤務環境・体制の整備を進める。

【財務内容の改善】

・静岡文化芸術大学基金の積極的な広報等による寄附金の受入れ 拡大、外部資金の獲得支援により、自己収入の増加を図る。

【自己点検・評価及び情報提供】

- ・自己点検・評価に加え、業務実績評価や認証評価等第三者機関による評価を活用し、法人経営・大学運営を継続的に見直す。 また、公的資金によって支えられている公立大学法人として、 適正なガバナンスが確保されているか点検・検証する。
- ・業務運営の透明性を確保し、社会への説明責任を果たすため、 積極的な情報発信を行う。
- ・大学の認知度拡大に向け、積極的かつ効果的な広報を展開する。

【その他業務運営】

- ・感染症等の新たなリスクも踏まえ、危機管理体制を強化する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応・経験を踏まえ、学生支援 を強化する。
- ・個別施設計画に基づき、施設整備・維持保全を行い施設の長寿 命化を図り、安全・安心かつ良好な教育・研究環境を確保する。
- ・デジタル化の進展に対応した施設・設備の充実を図る。
- ・人権尊重・法令遵守の徹底など、公立大学法人としての社会的 責任を果たし、ハラスメント行為の根絶に向けた取組を推進す る。
- ・ダイバーシティ(多様性)に対する啓発などを通じ、性別・年 齢・国籍などの属性にかかわらず人間として尊重され、個性や 能力を発揮できる教育・研究、職場環境づくりに取り組む。

公立大学法人静岡文化芸術大学 第3期中期目標 (素案) の特徴

【策定方針】

- 1 法人が全体として取り組むべき重点的な目標を提示する。
- 2 中期目標は法人が進むべき大きな方向性を示すものとし、法人の自主・自律的な取組を促すため、手段的な記載は避けつつ、法人への指示が具体的に伝わるよう配慮する。
- 3 公立大学法人化後の社会情勢変化や、法人を取り巻く環境を踏まえ、公立大学に求められる社会の要請に対応する。
- 4 第2期中期目標期間の終了時の検討(今後の見直しの方向性)を踏まえるとともに、新たな取組、 発展的な取組、継続すべき取組等を設定する。

項目		主な特徴
前文		 ・これまでの取組、社会情勢の変化とそれに伴う大学への期待 ・第3期の重点的な目標 ① グローバルな視点と地域の視点の双方から物事を考え、行動することのできる人材の育成 ② 地域や他の高等教育機関との連携による、教育研究活動の質の向上、文化と芸術を中心とした地域貢献機能の強化 ③ 特色ある教育の推進及び多様な学生の受入による、優秀な学生の安定的な確保
教育研究等	教育	持続的な地域の成長を担う、多様な人材を育成する教育の拠点づくり (新規) オンライン方式と対面方式を組み合わせた効果的な教育の実施、 全学的な成績評価基準ガイドラインの策定 (発展) 社会人学生の受入れの促進 (継続) アクティブラーニング、教育力の向上、高大連携
	研究	地方創生に資する、質の高い研究の拠点づくり (新規)分野を融合した両学部・両研究科にまたがる研究の推進
	地域	地域社会と緊密に連携する、地域に開かれた大学づくり (新規)地域の特性やニーズを踏まえた人材育成、学生の将来の活躍の場 である地域産業のイノベーション創出への参画 (継続)教育研究成果の地域への還元、文化と芸術の情報発信と交流
	グロー バル化	国際社会で活躍できる人材を育成する、世界に開かれた大学づくり (新規)教育・研究における海外の大学等との連携・交流の強化 (継続)留学支援の強化と留学生の積極的受入れ
法人経営		変化に柔軟かつ迅速に対応する、多様性を包摂した組織づくり (発展)誰もが働きやすい職場環境・体制の整備、デジタル化の進展に対応 した施設・設備のマネジメント
自己点検情報公開等		自律的な運営改善と訴求力の高い広報の機能を持つ、憧れをよぶ大学づくり (発展) 感染症等の制約に影響されない積極的かつ効果的な広報の展開 (継続) 自己点検・評価や外部評価の活用による大学運営の改善と充実
その他		持続可能な社会の実現に貢献する大学づくり (新規)フェアトレードへの取組、SDGsの推進 (発展)感染症対策を含む危機管理体制の強化、ハラスメントの防止徹底

第2期中期目標	第3期中期目標 素案
前文	前文
第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織	第 1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織 1 中期目標の期間 2 教育研究上の基本組織
第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育	第2 大学の教育研究等の質の向上に関する目標 1 教育
(1) 育成する人材(2) 入学者受入れア 入学者受入方針イ 高等学校との連携(3) 教育の内容ア 教育内容イ 成績評価	(1) 育成する人材 (2) 入学者受入れ ア 入学者受入方針 イ 高等学校との連携 (3) 教育の内容 ア 教育内容 イ 成績評価
 (4)教育の実施体制等 ア 教員配置 イ 教育環境の整備 ウ 教育力の向上 (7)教育力の向上 (4)教育活動の改善 (5)教育研究組織の見直し 	(4) 教育の実施体制等 ア 教員配置 イ 教育環境の整備 ウ 教育力の向上 (ア) 教育力の向上 (イ) 教育活動の改善 (5) 教育研究組織の見直し
(6) 学生への支援 ア 学習・生活支援 イ 自主的活動の支援 (7) キャリア教育と進路支援 (8) 卒業生との連携と卒後教育の展開 2 研究	(6) 学生への支援 ア 学習・生活支援 イ 自主的活動の支援 (7) キャリア教育と進路支援 (8) 卒業生との連携と卒後教育の展開 2 研究
(1) 社会の発展に貢献する研究の推進 (2) 研究実施体制 (3) 研究活動の評価及び管理 ア 研究活動の評価及び改善	(1) 社会の発展に貢献する研究の推進 「項目名の変更」 (2) 研究実施体制 (3) 研究 <u>成果</u> の評価及び <u>研究倫理の徹底</u>
イ 研究倫理 3 地域貢献 (1) 地域社会との連携 (2) 地域の自治体・企業との連携 (3) 県との連携	イ 研究倫理 3 地域貢献 (1) 地域社会との連携 (2) 地域の自治体・企業との連携 (3) 県との連携
(4) 大学との連携 (5) 多文化共生の推進	発展的記載 (4) 大学との連携 (5) <u>誰もが理解し合える共生社会の実現への貢献</u> 項目名の変更 4 グローバル化 (1) グローバル教育の推進 (2) 留学支援体制の強化と留学生等の積極的受入れ (3) 海外の大学等との交流の活性化
第3 法人の経営に関する目標 1 業務運営の改善	第3 法人の経営に関する目標 項目名の変更 1 業務運営の改善
(1) 理事長及び学長を中心とした業務運営 (2) 人事の運営と人材育成 ア 人事制度の運用と改善 イ 職員の能力開発	
ウ 女性が活躍できる環境の整備 (3) 事務等の生産性の向上 (4) 監査機能の充実 (4) 監査機能の充実 2 財務内容の改善	
(1) 自己収入の確保 (2) 予算の効率的かつ適正な執行	(1) 自己収入の確保 (2) 予算の効率的かつ適正な執行 3 施設・設備の整備・活用等
第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の活用 2 情報公開等の充実 (1) 情報公開の推進 (2) 広報の充実	第4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標 1 評価の活用 2 情報公開等の充実 (1) 情報公開の推進 (2) 広報の充実
第5 その他業務運営に関する重要目標 1 施設・設備の整備・活用等 2 安全管理	第5 その他業務運営に関する重要目標 1 安全管理
(1) 安全衛生管理体制の確保 (2) 危機管理体制の強化	(1) 安全衛生管理体制の確保 (2) 危機管理体制の強化 (2) 危機管理体制の強化 (3) を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を表情を
(1) 人権の尊重 (2) 法令遵守	(1) 人権の尊重 <u>発展的記載</u> (2) 持続可能な社会の実現